## 漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について (千葉県くろまぐろ(小型魚)定置漁業)

漁業法第31条の規定により、知事管理区分「千葉県くろまぐろ(小型魚)定置漁業\*」 の漁獲量等を公表します。

令和7年10月8日 千葉県知事

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分知事管理区分「千葉県くろまぐろ(小型魚)定置漁業\*」
  - \*千葉県資源管理方針八4(2)スに規定する知事管理区分
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和7年10月2日現在)

約71パーセント(A/B)

漁獲量(A): 16.1トン(概数)

漁獲可能量(B): 22.8トン

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間)